

●香川県告示第190号

香川県管理港湾高松港及び詫間港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年4月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量
臨港交通施設（臨港道路）	浜ノ町1号線	高松市浜ノ町274番1	延 長 45.66m 車道幅員 5.95m 道路敷幅 5.95m 面 積 270㎡
保管施設（野積場）	浜ノ町野積場	高松市浜ノ町274番2	面 積 296㎡
港湾環境整備施設（緑地）	宮の下地区緑地	三豊市詫間町詫間1338番142外	面 積 9,500㎡